資料２－１

埼玉県地域保健医療計画（第８次）の中間見直しについて

医療法第30条の4の規定に基づき策定。令和6（2024）年度から令和11（2029）年度の6年間が計画期間。
令和8年度は計画の3年目にあたり、中間見直しの検討を行う時期となる。
医療法の規定や現行計画策定後の社会情勢の変化等を踏まえて、以下の視点から計画の見直しを行う。

中間見直しの考え方

① 医療法に基づく見直し
在宅医療、医師確保、外来計画等の新たな指標設定やガイドラインを踏まえた見直し

② 2次医療圏に必要な病床を確保するための基準病床数の見直し
医療圏毎に必要な病床について、地域で議論を行う予定

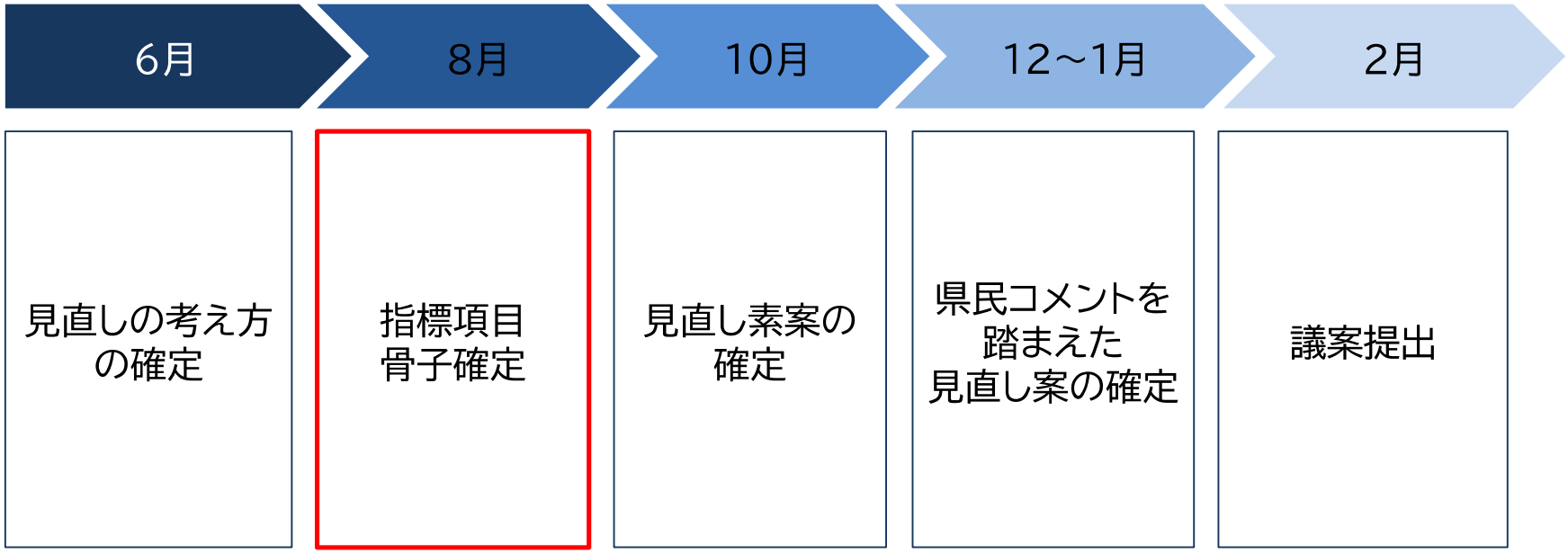
③ 計画策定後の状況変化に伴う見直し
組み込まれている個別計画等を踏まえた見直し

④ 他計画との整合を図るための見直し
埼玉県5か年計画や埼玉県高齢者支援計画等との整合性を図るための見直し

⑤ 目標達成状況を踏まえた見直し
目標値を達成した指標や取組の方向性の見直し　等

埼玉県地域保健医療計画（第８次）の中間見直しについて

見直しスケジュール



埼玉県地域保健医療計画（第８次）の中間見直しについて

見直し予定事項

部	章	節	見直し概要
第1部　基本的な事項	第4章　基準病床数	第1節　基準病床数	・検討中（②基準病床数・必要病床数の見直し）
第2部　くらしと健康	第1章　ライフステージに応じた健康づくりとQOLの向上	第4節　親と子の保健対策	・プレコンセプションケアの推進に係る取組としてプレコンサポーター等についての記載を追加（③プレコンセプションケア推進5か年計画）
第3部　医療の推進	第1章　疾病ごとの医療提供体制の整備	第1節　がん医療	・検討中（③埼玉県がん対策推進計画）
		第4節　精神疾患医療	・検討中（③埼玉県依存症対策推進計画、④埼玉県認知症施策推進計画）
	第2章　事業ごとの医療提供体制の整備	第5節　感染症医療	・国の「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」の改正等に伴う更新（③感染症の予防のための施策の実施に関する計画）
	第3章　在宅医療の推進	第1節　在宅医療の推進	・国の「在宅医療の体制構築に係る指針」の改正等に伴う更新（①在宅医療）
第4部　地域医療構想	―	―	・地域医療構想を削除する案について検討（①地域医療構想）
第5部　医療従事者の確保等	第1章　医師の確保に関する事項	―	・国から示された医師確保計画策定ガイドラインに基づき、医師確保計画を見直す（①医師確保）
	第2章　医療従事者等の確保に関する事項	―	・県全体の薬剤師数の底上げを図るとともに病院薬剤師の増加を図るため、薬剤師確保に必要な施策を追加（③薬剤師確保計画）
	第3章　外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項	第3節　外来医療の提供状況	・外来医師偏在指標に係るデータ集の数値を更新（①外来医療）
	第4章　かかりつけ医機能確保に関する事項	―	・令和7年4月に開始した「かかりつけ医機能報告制度」に関する取組を追加（③計画策定後の新たな取組）
第6部　医療費適正化計画	第2章　医療の効率的な提供の推進	―	・地域の医療従事者及びその関係団体の参加のもと設置する「地域フォーミュラリの策定に向けて検討する場」について追記（③医療費適正化に関する施策についての基本的な方針）

※見直し概要欄の①～⑤は、P6の「中間見直しの考え方」にある①～⑤の各項目に対応している。